

◆市内申告会場では、確定申告用紙が届いていない場合でも申告

できます

確定申告書は、2月上旬に税務署から送付される予定です。（郵便事情により個々の納税者への到着日が異なる場合がありますので、届かない場合は税務署に問い合わせてください。）

【注意】平成24年分の確定申告書を、次の方で提出した方は、確定申告書の送付は行いませんので、了承してください。

電子申告（e-Tax）を利用した方

国税庁ホームページの確定申告書など作成コーナーを利用した方

税務署の申告会場においてパソコンを利用して提出した方

◆出張受付を行います

申告書の出張受付は、日程表のとおりです。

申告期間中は、午前中はたいへん混雑しますので、午後からの受付をぜひ利用してください。

なお、申告書の書き方などをよく読んで、分かるところは事前に記入してください。

※出張受付期間中は、担当職員が各施設へ出向いて不在となります。市役所税務グループでは受付できませんので了承してください。

さい。

※市役所4階会議室での市内全域を対象にした申告相談受付は2月17日(月)からです。間違いのないようにお願いします。（土・日曜日、祝日を除く。）

譲渡・譲渡所得（確定申告書のB様式の方）、過年度分申告のある方

②住宅借入金等特別控除を受ける方（平成25年中に入居され、今回初めて住宅借入金等特別控除

の申告をする方）

③個人事業者の消費税および地方消費税を申告する方

④平成25年中に贈与を受けた方

◆無料税務相談所の開設

東海税理士会刈谷支部所属の税理士が、税の無料相談を行ってください。

①営業など・農業・不動産・株の会場では申告受付ができません。直接、刈谷税務署で申告してください。

◆確定申告をする外国人の方へ

確定申告を行う外国人の方のために申告方法などをホームページに掲載しています。（英語、ポルトガル語、スペイン語）

<http://www.nta.go.jp/nagoya/>

◆個人住民税においての寄附金控除の拡大

これまでの税額控除の対象に加え、所得税法上の認定NPO法人以外のNPO法人に対する寄附金のうち、都道府県・市区町村が条例で個別指定した寄附金が追加されました。

この条例で個別に指定している認定NPO法人以外のNPO法人への寄附金は、住民税の控除の対象となります。が、所得税の控除対象とはなっていないため、住民税の税額控除を受ける場合は、確定申告とは別に高浜市への申告が必要となる場合があります。

詳しくは、寄附先の団体や市役所に問い合わせてください。

す。
とき 2月17日(月)～21日(金)
午前9時30分～正午
午後1時～4時

ところ 市役所4階会議室

平成25年分所得税確定申告 平成26年度市民税・県民税申告受付日程表

日付	曜日	区分	会場
2月 3日	月	小池町・八幡町	吉浜公民館1階会議室
2月 4日	火	吳竹町・新田町・芳川町	
2月 5日	水	屋敷町	JAあいち中央吉浜支店2階会議室
2月 6日	木	碧海町・二池町	高浜南部公民館2階大会議室
2月 7日	金	田戸町	東海会館2階集会室
2月10日	月	湯山町四丁目7番地2 神明町六丁目・七丁目	中央公民館(市民センター)1階団体研修室
2月12日	水	湯山町(四丁目7番地2以外)	
2月13日	木	向山町・論地町	高取公民館1階会議室
2月14日	金	清水町・神明町一丁目～五丁目、八丁目 豊田町・本郷町	
2月17日	月	春日町	市役所4階会議室
2月18日	火	沢渡町	
2月19日	水	稗田町	
2月20日	木	青木町	
2月21日 ～ 3月17日 (土・日曜日 を除く。)	金 ～ 月	市内全域	市役所4階会議室

受付時間 午前9時～正午、午後1時～4時……農協・各公民館などの会場
午前8時45分～正午、午後1時～4時 …市役所会場

※指定された日や会場が都合の悪い場合は、都合のよい会場へお越しください。

詳しく述べてください。